

# 中小企業経営者の皆さんへ 商工業融資のご案内

区内中小企業(個人を含む)を対象に、金融機関への融資あっせんと利子の一部補助および保証料補助を行う融資制度を常時実施しています。

事業資金として運転資金と設備資金にご利用いただけますので、資金計画を立て、有効にご活用ください。

**申込資格**

- 区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象事業)を1年以上営み(創業の場合は1年未満)、都民税(法人)または特別区民税(個人)を完納していること
- 法人は区内に登記されていること

◎申込みの際には、直近の決算書(2期分)または確定申告書(2年分)(いずれも原本)と決算後3カ月以上経過している場合は最近までの月次試算表をご持参ください。

# 建物の耐震化についてご相談ください！

首都圏でも、マグニチュード7クラスの直下型大地震が発生すると言われています。区では、「耐震化相談窓口」を開設し、建築の専門家と区の職員が建物の耐震化に関する相談を受けています。お気軽にご利用ください。

**窓口開設時間・場所**

- ・9月13日(金)午後1時～4時
- ・9月27日(金)午後1時～4時(予定)

月島地域の木造耐震補強工事現場を見学しながら相談会を行います。会場などの詳細はお問合せください。

毎月第1土曜日 午後1時～4時  
月島特別出張所1階会議室  
毎月第3土曜日 午後1時～4時  
日本橋特別出張所1階会議室

別表 建築物耐震補強等助成制度一覧

		項目	助成金の限度額など	
木造建築物	住宅	簡易耐震診断	・無料(区職員が実施します) ◎申込みのないお宅に区の職員が伺うことはありません。	
		耐震診断・補強計画	・診断費用の全額(限度額なし)	
		耐震補強工事	・工事費用の1/2(限度額 330万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 330万円)	
	業務商業建築物	耐震診断・補強計画	・診断費用の2/3(限度額 50万円) (所有者が法人の場合は、中小企業であることなど)	
木造建築物以外	住宅	耐震診断	・診断費用の全額(限度額 50万円)	
		補強設計	・設計費用の全額(限度額 50万円)	
		耐震補強工事	・工事費用の1/2(限度額 330万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 330万円)	
	業務商業建築物	耐震診断	・診断費用の2/3(限度額 50万円) (所有者が法人の場合は、中小企業であることなど)	
		分譲マンション	耐震診断	・診断費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)
			補強設計	・設計費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)
	賃貸マンション	耐震補強工事	・工事費用の1/2(限度額 3,000万円)+30万円×住戸数 (管理組合が申請者であることなど)	
		耐震診断	・診断費用の2/3(限度額 200万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)	
		補強設計	・設計費用の2/3(限度額 100万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)	
	住宅	耐震補強工事	・工事費用の1/2(限度額 1,500万円)+30万円×住戸数 (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)	
		耐震診断	・診断費用の全額(限度額 100万円)	
		補強設計	・設計費用の全額(限度額 50万円)	
業務商業建築物	耐震補強工事	・工事費用の2/3(限度額 330万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 330万円)		
	耐震診断	・診断費用の2/3(限度額 100万円)		
	補強設計	・設計費用の全額(限度額 50万円)		
分譲マンション	耐震診断	・診断費用の2/3(限度額 400万円) (管理組合が申請者であることなど)		
	補強設計	・設計費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)		
	耐震補強工事	・工事費用の2/3(限度額 3,000万円)+30万円×住戸数 (管理組合が申請者であることなど)		
賃貸マンション	耐震診断	・診断費用の2/3(限度額 200万円)		
	補強設計	・設計費用の2/3(限度額 100万円)		
	耐震補強工事	・工事費用の2/3(限度額 1,500万円)+30万円×住戸数		

◎助成の対象となるのは、原則として昭和56年以前に建築された建築物です。  
◎特定緊急輸送道路沿道建築物の助成制度については区にお問合せください。  
◎住宅およびマンションの耐震補強工事は平成26年3月末までに工事が完了するものに限る、通常の助成額に30万円×住戸数が加算されます。

**返済期間**  
11カ月以内(据置1カ月を含む)  
◎ご利用にあたっては、予約が必要ですが、詳しくはお問合せください。

**商工相談のご利用を**  
中小企業経営者の方々に対して、経営改善・企業体質強化の一つとして、商工相談を実施しています。

区役所において区の経営相談員が相談をお受けするほか、区役所に来庁することが困難な事業主の方に対して、中小企業診断士を派遣して経営相談をお受けする出張経営相談も実施しています。

また、Eメールでのご相談もお受けします。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◎ご利用にあたっては、予約が必要です。

東京都制度融資「経営セーフ」(円高セーフ)および「災害緊急」融資に伴う保証料補助

都が実施する「経営支援融資」区認定書必要型(略称経営セーフ・円高セーフ)および東日本大震災復興緊急保証に対応した「災害緊急」では、小規模企業者に対して都が保証料の2分の1を補助します

が、区では独自に残りの保証料(上限30万円)を補助します。

**経営改善資金融資利子補助**  
商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資する経営改善資金融資(マル経融資)の利子の一部を区が補助する「経営改善資金融資利子補助」を実施しています。

◎詳しくはお問合せください。

**※問合せ先**  
・経営改善資金融資利子補助について  
商工観光課相談融資係  
☎(3546)5333  
東京商工会議所中央支部  
☎(3538)1811  
・そのほかについて  
商工観光課相談融資係  
☎(3546)5333

## 平成25年住宅・土地統計調査 にご協力を！

10月1日現在で、平成25年住宅・土地統計調査が全国一斉に実施されます。

**調査対象**  
国が指定した区内約260区域の4千400戸の住宅、住宅以外で人が居住する建物、ならびにこれらに居住している世帯です。

住宅・土地の保有状況など調査の回答方法

- ・インターネットによる回答
- ・調査票を調査員に提出
- ・配布された返信用封筒で区に返送

調査対象区域内の世帯には調査員が9月初旬から「住宅・土地統計調査のお知らせ」を配布します。その後、国が定めた方法により抽出された一部の世帯に、9月下旬から調査員が調査票の配布に伺います。

回答された内容は、統計法により厳重に保護され、他に漏れたり、統計以外の目的に使用されることはありません。また、調査結果は、私たちの暮らしや住まいに関する計画・施策立案のため大切な基礎資料となります。

◎この調査は、統計法により申告が義務付けられています。

**調査内容**  
住宅の建て方・規模・構造・設備などの住宅の様子や、そこに住む世帯の構成、住

**※問合せ先**  
区民生活課調査統計係  
☎(3553)7313



▶中央区耐震促進キャラクター「タナマチユウ」